

株式会社 マルエツ

東京都豊島区東池袋 5-51-12 〒170-8401
広報 TEL:03-3590-0016 FAX:03-3590-4642

2014年7月22日

～マルエツは「ウナギ資源保護活動」を支援いたします～ 「鹿児島県ウナギ資源増殖対策協議会」への寄付について

マルエツは、今年の「土用の丑の日」に販売する「ウナギ蒲焼」をはじめとするウナギ製品の売上金から、1点につき10円相当額を拠出し「鹿児島県ウナギ資源増殖対策協議会」へ寄付することで、ウナギ資源保護活動を支援することを決めましたので、お知らせいたします。

今年6月に改定された国際自然保護連合（IUCN）レッドリストにおいて、ニホンウナギが絶滅危惧IB類と指定されました。日本の伝統的な食文化のひとつともいえるウナギを継承していくために、ウナギを販売している当社も資源回復の一助を担うため、今回の取り組みを通じて支援をさせていただきます。

「鹿児島県ウナギ資源増殖対策協議会」は国内産ウナギ生産加工の40%のシェアを誇る鹿児島県を主体に、漁業者、生産者、学識経験者らで構成される協議会です。主な活動内容は、ウナギの採捕期間の制限等規制の制定、放流ウナギの育成、繁殖に関する調査・研究、下りウナギの実態調査、ウナギ資源保護に関する啓発、生育環境調査等があります。

記

1. 販売対象期間：2014年7月25日（金）～7月29日（火）5日間
2. 対象商品：産地に限らず鮮魚、惣菜を中心とした「ウナギ製品」全般
3. 寄付金額：ご購入いただいた「ウナギ製品」1点につき10円相当額
4. 寄付日：2014年8月29日（金）予定
5. 寄付先：鹿児島県ウナギ資源増殖対策協議会
6. お問い合わせ先：広報IR部 加納（電話03-3590-0016）

鹿児島県ウナギ資源増殖対策協議会の活動の一部ご紹介

<リーフレットの配布による啓発活動>

内水面漁業協同組合の取組

県内の内水面漁業協同組合ではウナギ資源の回復のため今回の委員会指示でウナギ採捕の禁止期間とした10月から12月までの間以外にそれぞれの行使規則・遊漁規則で一定の期間を禁止期間としている場合があります。

※内水面漁業協同組合は、漁業権が設定されている各河川において、様々な魚等の水産動物の放流を行うとともに、遊漁規則を巡って遊漁者との調整を行い、河川における水産資源の維持増大及び有効利用を図っています。

うなぎ採捕制限区域
キヤクター
ウナリー

減少が危惧されているなどの採捕制限を通知してもらうために発明したウナリーです。採捕禁止区域が広くてきておられることをご存じですか。もうなぎ+No(なし)の意味もあります。

問い合わせ先
鹿児島県水産振興課漁業調整係
TEL099-286-3428
鹿児島県水産振興課栽培養殖係
TEL099-286-3433

ふるさとへの帰郷を促す。川に産卵を促す。海で迎えます。産卵を促す。海で迎えます。産卵を促す。海で迎えます。

天然のウナギは産卵を促す。海で迎えます。産卵を促す。海で迎えます。産卵を促す。海で迎えます。

採捕制限

いま、産卵のために川を下るウナギの保護が必要となっています。

鹿児島県ウナギ資源増殖対策協議会
大隅うなぎ資源回復協議会

近年、シラスウナギ(ウナギの稚魚)の不漁が続くなど、ウナギ資源の急激な悪化がみられます。このため、鹿児島県内水面漁場管理委員会、鹿児島県漁業調整委員会、熊本県漁業調整委員会ではウナギ資源を保護するため、ウナギが産卵のために海に向かう時期を禁漁とする委員会指示を発出しました。

1 ウナギの採捕制限の内容

- 禁止する水産動物
全長21センチメートルを超えるウナギ
※全長21センチメートル以下のウナギは、過年で採捕が禁止されています。(鹿児島県内水面漁業調整規則第26条、鹿児島県漁業調整規則第36条)
- 禁止期間
ウナギが産卵回遊に向かう毎年10月1日から12月31日まで
- 禁止区域
鹿児島県内(奄美市及び大島郡を除く)の河川等の内水面及び海面(公共用水面及びこれと連続して一体を成す水面)
- 指示の有効期間
平成25年5月10日から平成28年3月31日まで

2 委員会指示とは(根拠法令、罰則等)

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、水産動物種の保護繁殖や漁業調整のために必要な指示を行うことができるとされています。悪質な場合は罰せられることがあります。

知っていましたか?

ウナギの一生

ウナギは、川や内湾で5年から10年程度生活したのち、秋から冬に川をくだり、グアム西方の西マリアナ海嶺付近の産卵場に向かいます。夏から秋にそこで生まれたウナギの幼生は、北赤道海流と黒潮に乗り、2000~3000kmの長い旅をして11月から4月頃、日本にやってきます。

私たちに身近なウナギは遠く外洋で産卵し、幼生は長い旅をして日本にやってくるのです。

資料:鹿児島県水産振興課漁業調整係作成

ウナギのことを知って、守って、増やしましょう。

<天然ウナギの資源保護・増殖対策事業>

○石倉かご(人口的なウナギの住処)設置による生息環境調査



枕崎市内の花渡川に「石倉かご」を設置



設置場所は下流側地点、上流側地点各1か所



下流側地点で採集されたウナギ

以上

※「石倉かご」が内水面における生態系維持・保全・改善に寄与することがわかり他の河川にも展開しています。